

平成十三年十月九日提出  
質問第八号

国内初の狂牛病患者発生後の政府の対応に関する質問主意書

提出者  
川田悦子

## 国内初の狂牛病患畜発生後の政府の対応に関する質問主意書

日本国内における初の牛海綿状脳症（狂牛病）に感染した乳用牛が発生したことが九月二一日、英国獣医研究所の診断によって確認された。狂牛病の感染源だといわれている異常プリオンを含む肉骨粉の危険性を承知していながら、流通を禁止するなどの十分な措置を講じてこなかった農水省の責任は重大である。肉骨粉の流通ルートなど事実を解明するため、以下質問する。

- 一 ここ二〇年の肉骨粉の年度別・国別輸入実績を明らかにされたい。またその肉骨粉を輸入した業者のすべて及び業者ごとの量を明らかにされたい。明らかにできない場合、それはなぜか、合わせて述べられたい。
- 二 一で輸入した肉骨粉は、どのような用途に、どの程度、消費されてきたか、明らかにされたい。
- 三 農水省は一〇月四日から狂牛病の主な感染源とされている肉骨粉等の輸入・製造・出荷について当分の間、一時停止の措置を講じて、その感染経路を遮断するとしている。すでに流通し使用されているもの、また流通過程にあるものについてはどう考えているか。

四 NHKが九月一六日、放送した『NHKスペシャル』では、英国農水省は三三三トンの肉骨粉を日本に

輸出した記録が「英国狂牛病調査報告書」にあるが、日本はそうした記録はないとしている。その相違はなぜ生じたと考えているか。その事実関係とともに明らかにされたい。

五 わが国初の狂牛病であることが判明した千葉県の酪農家が飼育していた当該患畜の、肉骨粉摂取状況を明らかにされたい。

六 農水省に一月一〇日、「牛海綿状脳症（BSE）に関する質問書」を提出、同月一二日に質問書に沿って回答および説明を受けた。その際、飼料としての肉骨粉をウシに提供していないと明言されたが、その後の調査では九月二六日現在、一一道県で引き続き提供していたことが明らかになった。こうした事実をどう考えているか。またその肉骨粉の入手および販売ルートを明らかにされたい。

七 農水省は九六年四月、肉骨粉をウシなどに与えないよう行政指導をしてきたが、それがどれほどの強制力があり、その効果はどうであったか。その後も肉骨粉が与えられる危険性があるとは考えなかったか。またその後も与えられていたのは、なぜか。その責任をどのように取るべきだと考えているか。

八 狂牛病に感染したウシは発病まで二〜八年程度の潜伏期間があり、発症すると二週間から六か月で死亡に至るといふ。感染したウシの潜伏期間にそれを食すなどした場合に感染する危険性についてはどう考え

ているか。

九 武部勤農水大臣は九月二六日、参議院農林水産委員会で「いろいろな不手際」があり「国民の間に一層の不安を助長」したという状況に「深く反省している」と述べた。こういった「不手際」があつて、どのような「不安」を来たしたとして「反省」しているのか。具体的に述べられたい。また今後、こうした「不安」をどのように解消していくと考えているか。

右質問する。